倫 理 規 程



埼玉県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）と

の協定「埼玉県の公共事業の施行に伴う代替地の情報提供及び媒介に関する協定書」の第１３条に基づき代替地の媒介業務（以下「本件業務」という。）の履行に当たり、乙及び乙の会員は以下の基本的認識及び倫理規程を確認するとともに、これを遵守することを誓約するものとする。

１　基本的認識

　（１）本件業務の依頼者である甲は地方公共団体であり、甲の担当職員の身分、行動等は法令に基づき特別な規制を受ける立場にあること。

　（２）本件業務は、甲の公共事業に伴う被補償者への用地補償業務と一体をなすものであり、乙の会員が受託した本件業務に関し、紛争その他の不祥事が生じた場合、甲の用地補償業務に波及し、甲及び甲の担当職員の社会的信用の失墜につながるものであること。

　（３）本件業務は、甲と乙との信頼関係と組織間の協定に基づき、乙の会員が受託するものであり、乙の会員の業務履行のあり方に起因して紛争その他の不祥事が生じたときは、甲において契約の停止又は解除等の措置がとられること。また、このような措置がとられた場合、乙の組織団体としての社会的信用の失墜、ひいては、乙及び乙の会員全体の名誉と利益に重大な損失を及ぼすものであること。

２　倫理規程

　（１）乙は、本件業務の履行に当たり、宅地建物取引業法及び本件業務に係る甲、乙間の協定を遵守するとともに、甲の担当職員の指示に誠意をもって対応すること。

　（２）乙は、甲の担当職員、代替地の所有者及びその他の関係者との接触に際し、品位と節度ある態度を保持するとともに、服装・礼儀・言動等に十分留意し、信頼の確保に努めること。

　（３）乙は、いかなる名目にかかわらず、甲の担当職員との間に会食、贈答又は本件業務以外の業務の斡旋、その他の便宜供与等の私的関係をもってはならないこと。また、本件業務の履行に当たり、甲の担当職員との関係について、代替地の所有者、その他の関係者並びに県民からの疑惑・疑念を招くことのないよう十分留意すること。

　（４）乙は、甲の担当職員の指示又は事前の了承がないかぎり、甲の用地補償業務の対象者たる被補償者と接触してはならないこと。

　（５）乙は、この協定を利用して、本件業務以外の業務を行ってはならない。

　（６）乙が、本件業務を受託した後、甲、乙間において別に定める業務運営規則又はこの倫理規程に抵触し、若しくは抵触するおそれのある事実が生じたときは、ただちに甲は乙に申告するとともに、甲、乙の協議に基づく措置及びその指示に乙は従うこと。

　　　附　則

　この規程は、平成５年１０月１日から施行する。